

第5章 推進体制

「いしかわ健康フロンティア戦略」が目指す活力ある高齢社会の実現を達成するためには、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個々人を社会全体で支援していく幅広い関係者の協力を得た推進体制の整備が重要です。

1 県の取組

- 市町、学校等教育施設、医療施設、医療保険者、福祉施設、企業、関連団体及び県民代表等の幅広い分野からの参画を得て、「いしかわ健康フロンティア戦略推進会議」を設置し、施策の方向性を示すとともに、各関係機関・団体等が連携し、健康増進、生活習慣病予防、介護予防の取組について県民に働きかけを行うなど「いしかわ健康フロンティア戦略」の効果的・効率的な実施に向けて総合調整を行います。
- 必要に応じ「いしかわ健康フロンティア戦略推進会議」に、学識経験者による検討委員会を設置し、「いしかわ健康フロンティア戦略」の進捗状況、成果について評価を行い、施策の効果的な推進を図ります。
- 地域の健康水準の向上を図るため、県保健福祉センターが中心となり、市町、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係機関・団体等と協力・連携し、取組を進めます。
- 県保健福祉センターは、広域的、専門的な視点から、広く保健・医療・福祉に関する情報を収集、管理、分析し、県民や関係機関に提供するとともに、市町の健康増進計画の策定、推進、評価等の支援を行います。

2 市町の取組

- 市町は、健康づくりや生活習慣病予防の効率的な実施を図る観点から、医療保険者として策定する「特定健康診査等実施計画」や「データヘルス計画」と市町健康増進計画の整合性を図り策定するとともに、連携した施策の実施に努めます。

- 各種施策の実施にあたっては、戦略に示された考え方等に基づき、県と市町が役割分担を明確にして、緊密に連携しながら推進します。

3 学校の取組

- 戦略に示された考え方等に基づき、学校の中での健康づくりを推進するとともに、家庭、市町、県と連携を深めた健康づくりを推進します。

4 事業所、団体の取組

- 戦略に示された考え方等に基づき、事業所、団体の活動主旨にそって健康づくりを展開します。
- 地域の健康づくりに貢献します。

5 県民（住民）の取組

- 健康づくりの主体であることを自覚し、日常生活の中で積極的に健康づくりを実践するよう努めます。
- 県、市町、事業所、学校等の実施する健康づくり活動に積極的に参加します。